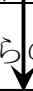


件名	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例
主管課	危機管理課
根拠法令等	災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年6月21日公布・公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日ほか施行）
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>災害救助法の一部改正に伴う規定整備（条ずれ）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）<u>第29条</u>の扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受けた損害を補償する。</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; display: inline-block;">第12条</div> </div> </div>	
施行日	公布の日（同日において、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定が施行されていない場合にあっては、当該規定施行の日）
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p><u>災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要</u></p> <p>東日本大震災を踏まえた課題のうち、緊急を要するものについて、昨年災害対策基本法の改正が行われたが、引き続き検討を要するとされた以下の諸課題について、今回更なる改正が行われたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模広域な災害に対する即応力の強化等</li> <li>○住民等の円滑かつ安全な避難の確保</li> <li>○被災者保護対策の改善（災害救助法の改正含む。）</li> <li>○平素からの防災への取組の強化</li> </ul>	